

# 神戸大学 大学教育推進機構紀要 編集及び刊行要項

平成 27 年 7 月 2 日  
大学教育推進委員会決定

(目的)

第 1 条 神戸大学大学教育推進機構(以下「機構」という。)は、高等教育に関する実践的・学術的研究を促進し、教職員への啓発を目的として紀要を刊行する。

(名称)

第 2 条 機構が刊行する紀要の名称は、「大学教育研究」とする。

2 「大学教育研究」の英文名は、Kobe Journal of Higher Education とする。

(刊行期日)

第 3 条 「大学教育研究」は、原則として年 1 回刊行する。

2 「大学教育研究」の刊行期日は、原則として毎年 3 月末日とする。

(刊行経費)

第 4 条 「大学教育研究」の刊行に関する経費は、機構の予算をもってこれに充てる。

(刊行事務)

第 5 条 「大学教育研究」の編集並びに刊行事務は、神戸大学大学教育推進機構編集委員会(以下「編集委員会」という)を設けて行う。

(編集委員会)

第 6 条 編集委員会は、機構長、副機構長、大学教育研究推進室専任教員をもって組織する。

2 編集委員会委員長は、大学教育研究推進室長をもって充てる。

(事務所)

第 7 条 編集委員会の事務所は、機構内(〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2 番 1 号)に置く。

(投稿原稿)

第 8 条 投稿は未発表のものに限る。また、二重投稿は受理しない。

第 9 条 「大学教育研究」に原稿を投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 機構長、副機構長及び大学教育研究推進室専任教員
- (2) 教育部会に所属する神戸大学専任教員
- (3) その他、編集委員会が認めた者

第 10 条 「大学教育研究」に掲載される原稿は、次の各号に掲げるジャンルに属するものとする。

- (1) 論文：高等教育に関する論文

- (2) 研究ノート：高等教育に関する調査・研究報告、実践報告等
- (3) 翻訳：高等教育に関する文献の翻訳（翻訳者が原著者及び出版社の了解を得たものに限る。）
- (4) 書評：高等教育に関する文献の書評
- (5) 講演会及び研究集会の記録：機構が主催した高等教育に関する講演会及び研究集会の記録
- (6) 大学教育研究推進室の研究活動についての報告
- (7) 機構の彙報
- (8) その他：編集委員会が企画し、依頼したもの

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては、編集委員会を選んだ査読者 2 人の査読をもとに編集委員会で掲載の可否を決定する。ただし、第 9 条第 1 号に掲げる者が投稿した原稿は原則として査読の対象としない。

（原稿の執筆要領）

第 11 条 「大学教育研究」に掲載される原稿の投稿要領は別に定める。

（配付先）

第 12 条 「大学教育研究」の配付先は、別に定める。

（雑則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、紀要の編集及び刊行に必要な事項は、編集委員会が定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 7 月 2 日から実施する。